

令和 4 年 9 月 2 日 開 会

定 例 市 議 会 議 案

草 津 市

提出議案

議第54号	草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案……………	2
議第55号	草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案……………	6
議第56号	令和3年度草津市一般会計歳入歳出決算	
議第57号	令和3年度草津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	
議第58号	令和3年度草津市財産区特別会計歳入歳出決算	
議第59号	令和3年度草津市学校給食センター特別会計歳入歳出決算	
議第60号	令和3年度草津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	
議第61号	令和3年度草津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	
議第62号	令和3年度草津市水道事業会計利益の処分および決算の認定について……………	8
議第63号	令和3年度草津市下水道事業会計利益の処分および決算の認定について……………	10
議第64号	令和4年度草津市一般会計補正予算（第5号）	
議第65号	令和4年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議第66号	令和4年度草津市財産区特別会計補正予算（第1号）	
議第67号	令和4年度草津市学校給食センター特別会計補正予算（第1号）	
議第68号	令和4年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議第69号	令和4年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
議第70号	草津市議会議員および草津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例案……………	12
議第71号	草津市通学区域審議会設置条例の一部を改正する条例案……………	14
議第72号	草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例案……………	16
議第73号	契約の締結につき議決を求めることについて……………	18
議第74号	指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて……………	20
議第75号	市道路線の認定につき議決を求めることについて……………	22
議第76号	市道路線の変更につき議決を求めることについて……………	26
議第77号	令和4年度草津市水道事業利益積立金の目的外使用について……………	29

議第54号

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

草津市長 橋 川 渉

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年草津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「その養育する子」の右に「（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）」を、「1歳6か月に達する日」の右に「（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）」を加え、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業を取得しようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、または当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日または当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるも

のにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日」を「1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイおよびウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場

合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号および第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の草津市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）および第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議第 55 号

草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員の退職手当に関する条例（昭和32年草津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む。」の右に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の右に「（1月間の日数（草津市の休日を定める条例（平成2年草津市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第10条第2項各号列記以外の部分中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の草津市職員の退職手当に関する条例第2条第2項および第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

議第 6 2 号

令和 3 年度草津市水道事業会計利益の処分および決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

令和3年度草津市水道事業会計利益の処分および決算の認定について

令和3年度に生じた草津市水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき議決を求めるとともに、令和3年度草津市水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定に基づき別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和3年度水道事業会計決算書

議第 63 号

令和 3 年度草津市下水道事業会計利益の処分および決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

令和３年度草津市下水道事業会計利益の処分および決算の認定について

令和３年度に生じた草津市下水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定に基づき議決を求めるとともに、令和３年度草津市下水道事業会計決算について、同法第３０条第４項の規定に基づき別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和３年度下水道事業会計決算書

議第 70 号

草津市議会議員および草津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 日

草津市長 橋 川 涉

草津市議会議員および草津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の
一部を改正する条例

草津市議会議員および草津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年草津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の草津市議会議員および草津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

議第71号

草津市通学区域審議会設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

草津市長 橋 川 渉

草津市通学区域審議会設置条例の一部を改正する条例

草津市通学区域審議会設置条例（昭和47年草津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「草津市PTA連絡協議会」を「関係する学校のPTA等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 72 号

草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

草津市立自転車駐車場条例（昭和５６年草津市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

別表第１草津市立草津駅西口自転車駐車場の項を削り、同表に次のように加える。

草津市立草津駅西口第 ５自転車駐車場	草津市西大路町９番６号	自転車
-----------------------	-------------	-----

別表第２草津市立草津駅西口自転車駐車場の部を削り、同表に次のように加える。

草津市立草津駅 西口第５自転車 駐車場	屋外	自転車	２，１００円	５，７００円	１１０円	—
---------------------------	----	-----	--------	--------	------	---

別表第２備考中第１項を削り、第２項を第１項とし、第３項を第２項とする。

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和５年７月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 改正後の草津市立自転車駐車場条例の草津市立草津駅西口第５自転車駐車場の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議第73号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

草津市長 橋 川 渉

契約の締結につき議決を求めることについて

常盤団地B棟長寿命化工事（建築）請負契約を次のように締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

契約の目的	常盤団地B棟長寿命化工事（建築）
契約の方法	条件付一般競争入札
契約の金額	213,159,584円
契約の相手方	草津市志那町733番地5 ゆうあい建設 株式会社 代表取締役 中 瀬 誠

（参考）

工事場所	草津市志那中町
工事期間	契約締結日から令和5年6月16日まで
工事の概要	大規模改修工事（PC造 4階（24戸） 334.28㎡）

議第74号

指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年9月2日

草津市長 橋 川 渉

指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて

公の施設の指定管理者の指定期間を次のように変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 公の施設の名称

- (1) 草津市立草津駅西口自転車駐車場
- (2) 草津市立草津駅西口第2自転車駐車場
- (3) 草津市立草津駅西口第3自転車駐車場

2 設置条例の名称

草津市立自転車駐車場条例

3 指定管理者

草津市大路二丁目3番11号

草津市身体障害者更生会

会長 福 谷 義 嗣

4 指定期間の変更

「令和3年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和5年6月30日まで」に変更する。

議第 75 号

市道路線の認定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

市道路線の認定につき議決を求めることについて

次のように市道路線を認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
7396	矢橋41号線	草津市矢橋町字獅々田	
		草津市矢橋町字獅々田	
9913	追分東7号線	草津市追分南九丁目字葭ヶ谷	
		草津市追分南九丁目字葭ヶ谷	

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0

矢橋町

7396

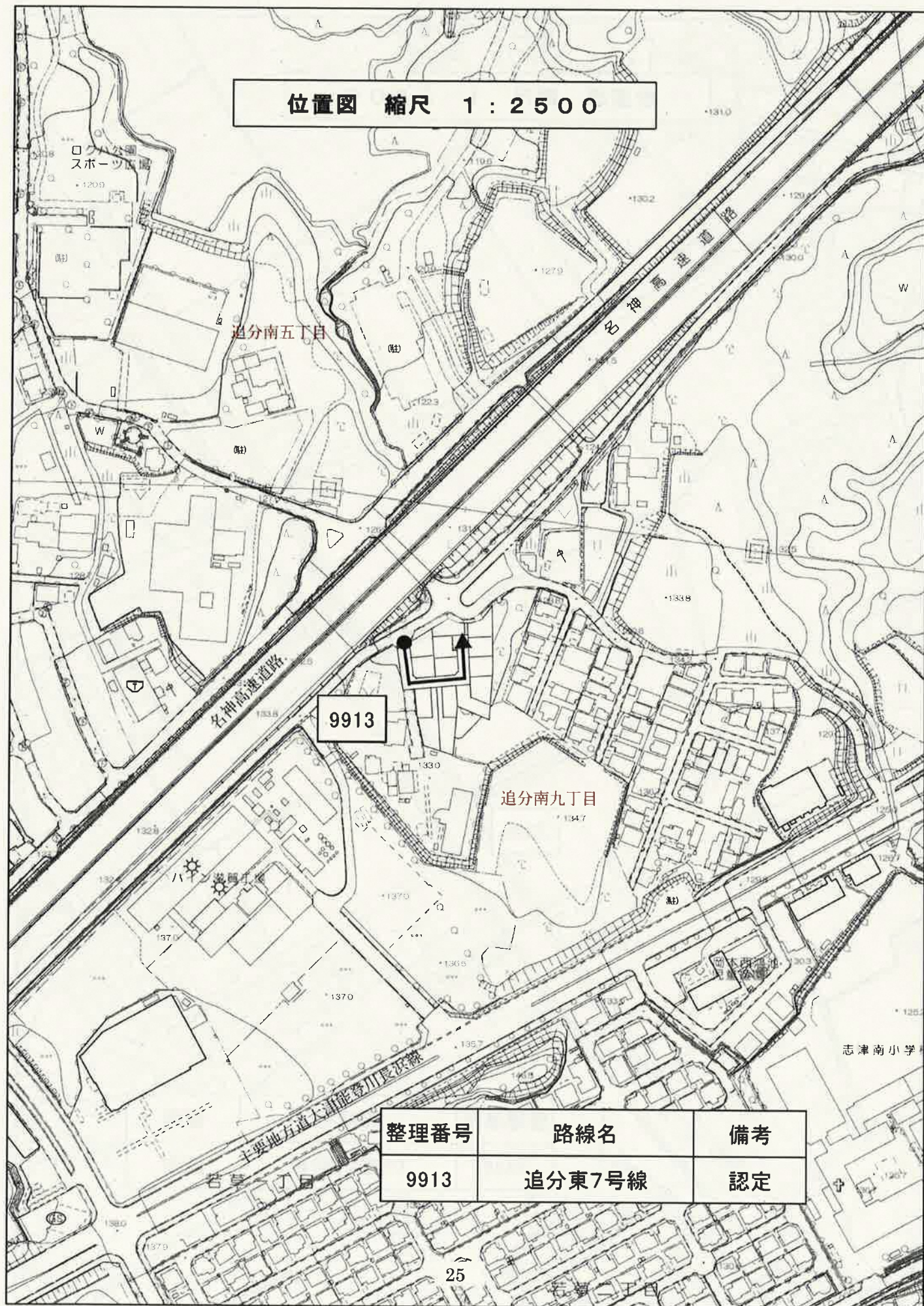
矢橋交番

平松金属工業

公園

整理番号	路線名	備考
7396	矢橋41号線	認定

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



整理番号	路線名	備考
9913	追分東7号線	認定

議第 7 6 号

市道路線の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

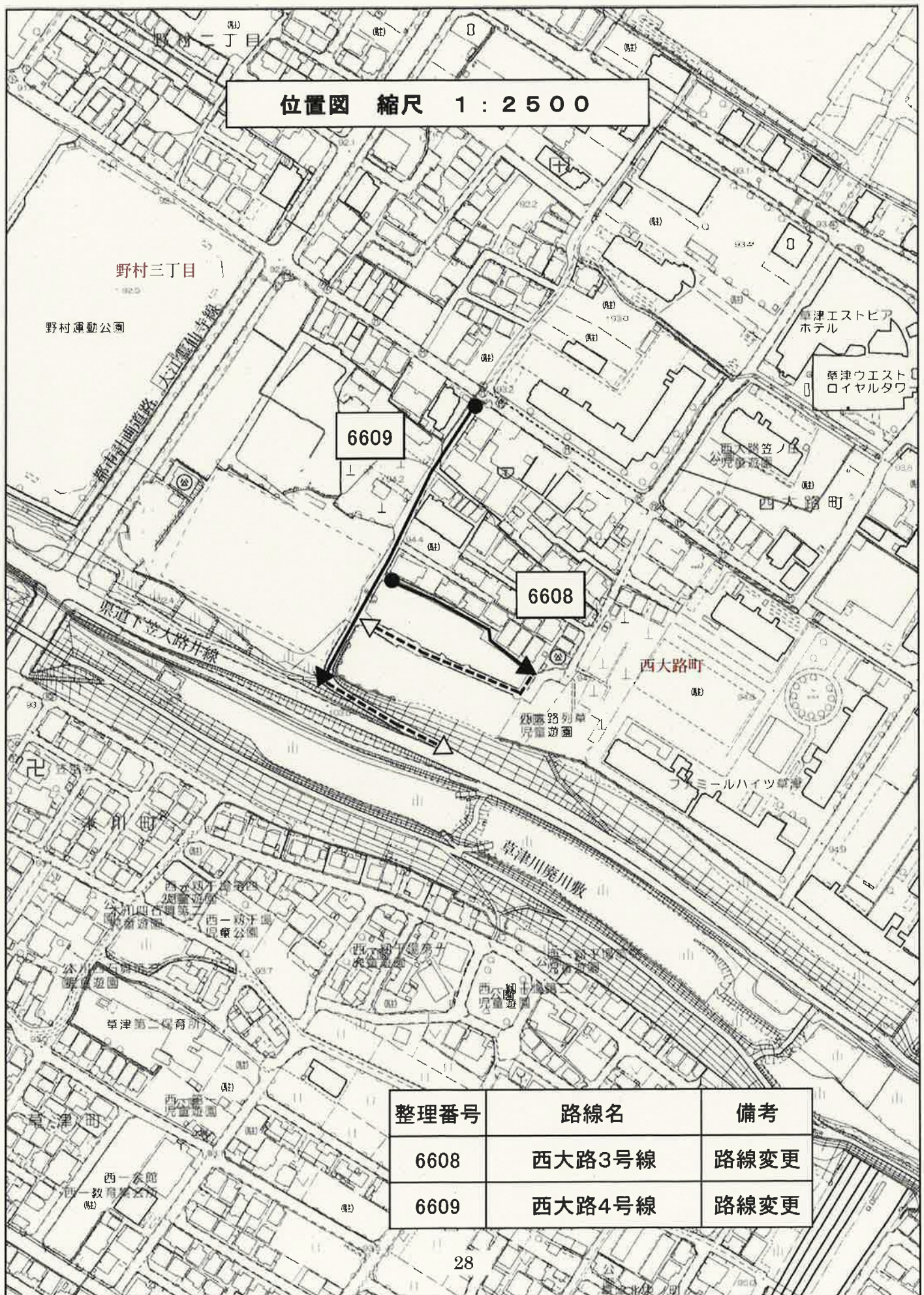
市道路線の変更につき議決を求めることについて

次のように市道路線を変更することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

整理番号	路線名	変更後、変更前の起点・終点			重要な経過地
6608	西大路3号線	変更後	起点	草津市西大路町字野々井	
			終点	草津市西大路町字山中	
		変更前	起点	草津市西大路町字野々井	
			終点	草津市西大路町字野々井	
6609	西大路4号線	変更後	起点	草津市西大路町字下ノ町	
			終点	草津市野村三丁目字川筋	
		変更前	起点	草津市西大路町字下ノ町	
			終点	草津市西大路町字野々井	

位置図 縮尺 1 : 2 5 0 0



整理番号	路線名	備考
6608	西大路3号線	路線変更
6609	西大路4号線	路線変更

議第 77 号

令和 4 年度草津市水道事業利益積立金の目的外使用について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 日

草津市長 橋 川 渉

令和4年度草津市水道事業利益積立金の目的外使用について

令和4年度草津市水道事業利益積立金のうち228,178,611円を取り崩し、建設改良積立金に積み立てることにつき、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第24条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。